

すすめよう！男女共同参画

問合先 役場企画課企画調整係（内線213）

◆ポジティブ・アクションの多様な方式

ポジティブ・アクションとは、社会的な差別によって不利益を被っている女性に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことですが、その方式には次のようなものがあります。

①指導的地位に就く女性などの数値に関する枠などを設定する方式

- クォータ制…一定の人数や割合を、性別を基準に割り当てることによって実質的な機会均等の実現を図る方式
- プラス・ファクター方式…男女の能力が同等である場合に、女性を優先的に取り扱うことによって実質的な機会均等の実現を図る方式

②ゴール・アンド・タイムテーブル方式

指導的地位に就く女性などの数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示して実質的な機会均等の実現に努める方式

③基盤整備を推進する方式

- 女性の参画に対する職場全体の理解を図る研修

機会を充実させる。

- 男女が平等に家事、育児、介護に関われるようそれぞれの仕事と生活の調和を図る。
- メンター制度（年齢や社歴の近い先輩社員などが新入社員や若手社員をサポートする制度）を導入する。
- 男性しかできないとされてきた職域への女性の参入障壁を取り除くなど、女性の職域拡大のための基盤整備を推進する。

ポジティブ・アクションにはこのように多様な方式があります。ジェンダー平等を実現するためには各分野や組織の特性に応じて効果的なものを選択し、組み合わせて実施することが重要です。



▲SDGsゴール5
アイコン